令和6年度　交通統計作成業務　入札説明書

1　手続開始の公告日　　令和６年４月 25 日

2　契約責任者　　株式会社高速道路総合技術研究所
代表取締役社長　松　﨑　　薫

3　担当部署　　株式会社高速道路総合技術研究所 総務経理部 総務課
〒194－8508 東京都町田市忠生一丁目４番地１
電話：042－791－1699
FAX ：042－791－3717
E-mail：keiyaku@ri-nexco.co.jp

4　調査等概要

（1）調査等名　　令和６年度　交通統計作成業務

（2）履行場所　　東京都町田市忠生一丁目４番地１
株式会社高速道路総合技術研究所（以下「当社」という。）

（3）業務内容　　本業務は、今後の高速道路関連情報の利活用や道路の保全管理、交通安全対策、渋滞対策、付加車線設置検討等に必要な基礎資料を下記の通り作成する業務である。

・東日本高速道路（株）、中日本高速道路（株）、西日本高速道路（株）が保有する令和５年版　高速道路交通統計を統合した全国版の「令和５年版　高速道路交通統計」を作成する。
・令和６年　（暦年）の ETC2.0データに路線情報を付与し、路線情報付与後の ETC2.0データをもとに、速度プロファイル図を作成する。
・令和５年（暦年）の路線情報付与後の ETC2.0データをもとに、所要時間一覧表及び時間信頼性一覧表を作成する。

（4）履行期間　　契約締結日の翌日から令和7年6月30日まで

（5）業務実施上の条件

①企業に対する要件は以下のとおりとする。

1）企業に必要とされる同種又は類似業務の実績（イ）

当該業務に参加希望する企業は、過去5年間（令和元年度以降）に元請けとして完了認定された業務において、下記に示される同種又は類似業務に1件以上の実績を有さなければならない。なお、企業の業務実績（イ）は、下記に示す業務実績に応じて評価する。

同種業務：高速道路会社（NEXCO東日本・中日本・西日本・首都高速道路・阪神高速道路・本州四国連絡高速道路）の管理道路、またはその他の自動車専用道路を対象に、ETC2.0プローブデータの緯度経度情報をもとに路線情報（キロポスト情報）を紐づけるデータ整理作業を、連続した１か月以上の期間のデータに対して実施した業務

類似業務：高速道路会社（NEXCO東日本・中日本・西日本・首都高速道路・阪神高速道路・本州四国連絡高速道路）の管理道路、またはその他の自動車専用道路を対象に、ETC2.0プローブデータの緯度経度情報をもとに路線情報（キロポスト情報）を紐づけるデータ整理作業を実施した業務

2）企業に必要とされる同種又は類似業務の実績（ロ）

過去5年間（令和元年度以降）に元請けとして完了認定された業務において、下記に示される同種又は類似業務に1件以上の実績を有する場合に加点する。

同種業務：高速道路会社（NEXCO東日本・中日本・西日本・首都高速道路・阪神高速道路・本州四国連絡高速道路）の管理道路を対象とした交通量・渋滞・事故のいずれかに関するデータを集計し、年間の統計作成を実施した業務

類似業務：自動車専用道路を対象とした交通量・渋滞・事故のいずれかに関するデータを集計し、年間の統計作成を実施した業務

3）業務実施体制

他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を下請負、委任又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、下請負先、委任先、協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載するものとする。ただし、業務の主たる部分を下請負又は委任してはならない。なお「主たる部分」とは「調査等共通仕様書（令和5年7月、中日本高速道路株式会社）」（以下「調査等共通仕様書」という。）に示される部分をいう。

4）コンサルタント登録

企業のコンサルタント登録については、当該業務部門の建設コンサルタント登録が有る場合に加点する。

登録部門：[道路部門]

5）企業体制の確認

令和6年4月25日現在での企業体制（ISO9001 の認証取得状況）については、以下に該当する場合に加点する。

品質マネジメントシステム：ISO9001 の認証取得済みである。

②配置予定技術者に対する要件は以下のとおりとする。

1）技術者資格

配置予定の管理技術者については、以下の技術者資格のいずれかを有さなければならない。なお、配置予定の担当技術者は、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。また、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定協約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。

なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。指名通知の日は令和6年6月19日（水）を予定している。

〇管理技術者

技術士[総合技術監理部門（建設-道路）]、技術士［建設部門（道路）］、交通工学研究会認定TOE（交通技術上級資格者）、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者）［交通］、土木学会認定土木技術者（上級土木技術者）［交通］、RCCM（道路部門）

配置予定の担当技術者については、以下の技術者資格のいずれかを有する場合に加点する。なお、配置予定の担当技術者は、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

〇担当技術者

技術士[総合技術監理部門（建設-道路）]、技術士［建設部門（道路）］、交通工学研究会認定TOE（交通技術上級資格者）、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者）［交通］、土木学会認定土木技術者（上級土木技術者）［交通］、RCCM（道路部門）

2）技術者の業務実績

配置予定の管理技術者は、過去5年間（令和元年度以降）に元請けとして完了認定された業務において、以下に示される同種又は類似業務について、管理技術者又は担当技術者として、1件以上の実績を有さなければならない。

〇管理技術者

求める業務実績（イ）

同種業務：高速道路会社（NEXCO東日本・中日本・西日本・首都高速道路・阪神高速道路・本州四国連絡高速道路）の管理道路、またはその他の自動車専用道路を対象に、ETC2.0プローブデータの緯度経度情報をもとに路線情報（キロポスト情報）を紐づけるデータ整理作業を、連続した１か月以上の期間のデータに対して実施した業務

類似業務：高速道路会社（NEXCO東日本・中日本・西日本・首都高速道路・阪神高速道路・本州四国連絡高速道路）の管理道路、またはその他の自動車専用道路を対象に、ETC2.0プローブデータの緯度経度情報をもとに路線情報（キロポスト情報）を紐づけるデータ整理作業を実施した業務

上記に加え、配置予定の管理技術者は、過去10年間（平成26年度以降）に元請けとして完了認定された業務において、以下に示される同種又は類似業務について、管理技術者又は担当技術者として、1件以上の実績を有する場合に加点する。

〇管理技術者

求める業務実績（ロ）

同種業務：高速道路会社（NEXCO東日本・中日本・西日本・首都高速道路・阪神高速道路・本州四国連絡高速道路）の管理道路を対象とした交通量・渋滞・事故のいずれかに関するデータを集計し、年間の統計作成を実施した業務

類似業務：自動車専用道路を対象とした交通量・渋滞・事故のいずれかに関するデータを集計し、年間の統計作成を実施した業務

配置予定の担当技術者は、過去5年間（令和元年度以降）に元請けとして完了認定された業務において、以下に示される同種又は類似業務について、管理技術者又は担当技術者として、1件以上の実績を有さなければならない。

〇担当技術者

求める業務実績（イ）

同種業務：高速道路会社（NEXCO東日本・中日本・西日本・首都高速道路・阪神高速道路・本州四国連絡高速道路）の管理道路、またはその他の自動車専用道路を対象に、ETC2.0プローブデータの緯度経度情報をもとに路線情報（キロポスト情報）を紐づけるデータ整理作業を、連続した１か月以上の期間のデータに対して実施した業務

類似業務：高速道路会社（NEXCO東日本・中日本・西日本・首都高速道路・阪神高速道路・本州四国連絡高速道路）の管理道路、またはその他の自動車専用道路を対象に、ETC2.0プローブデータの緯度経度情報をもとに路線情報（キロポスト情報）を紐づけるデータ整理作業を実施した業務

上記に加え、配置予定の担当技術者は、過去10年間（平成26年度以降）に元請けとして完了認定された業務において、以下に示される同種又は類似業務について、管理技術者又は担当技術者として、1件以上の実績を有する場合に加点する。

〇担当技術者

求める業務実績（ロ）

同種業務：高速道路会社（NEXCO東日本・中日本・西日本・首都高速道路・阪神高速道路・本州四国連絡高速道路）の管理道路を対象とした交通量・渋滞・事故のいずれかに関するデータを集計し、年間の統計作成を実施した業務

類似業務：自動車専用道路を対象とした交通量・渋滞・事故のいずれかに関するデータを集計し、年間の統計作成を実施した業務

3）業務成績

配置予定の管理技術者、担当技術者は、求める業務実績（イ）について同種又は類似業務として提出した業務が、過去5年間（令和元年度以降）に元請けとして完了認定された東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社又は当

社（以下「NEXCO」という。）が発注した業務のうち、以下に示される業務成績を有する場合は加点する。

1) 提出された同種又は類似業務の発注者から通知された成績評定に記載された総合評定点が80点以上である。

2) 提出された同種又は類似業務の発注者から通知された成績評定に記載された総合評定点が65点以上80点未満である。

4) 手持ち業務の件数及び金額

配置予定の管理技術者の手持ち業務の件数および金額について、以下に該当しなければならない。

1) 合計2億円未満かつ5件未満

2) 合計4億円未満かつ10件未満

配置予定の担当技術者の手持ち業務の件数および金額について、以下に該当する場合に加点する。

1) 合計2億円未満かつ5件未満

2) 合計4億円未満かつ10件未満

5) 当該分野の従事期間

配置予定の管理技術者、担当技術者の当該分野（交通）の従事期間について、以下に該当する場合に加点する。

○管理技術者：

1) 当該分野の従事期間が13年以上

2) 当該分野の従事期間が8年以上13年未満

○担当技術者：

1) 当該分野の従事期間が8年以上

2) 当該分野の従事期間が5年以上8年未満

(6) 成果品

調査等共通仕様書及び特記仕様書による。

(7) その他

本業務の契約書案及び設計図書は別添のとおりである。

(8) 本業務は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。

5　参加表明書の作成及び記載上の留意事項

(1) 参加表明書の作成方法

参加表明書の様式は、別添―1（様式－1～6）に示されるとおりとし、A4 判とする。
なお、文字サイズは 10 ポイント以上とする。

(2) 参加表明書の内容の記載上の留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
建設コンサルタント登録規程等に基づく登録等の状況	・建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）その他の登録規程（以下「登録規程等」とする。）の登録状況（登録業者名、登録番号、登録年月日及び登録部門等）を記載する。 ・登録部門：[道路部門] ・記載様式は様式―2－1 とする。 ・当該部門の建設コンサルタント登録が確認できる書類の写しを提出すること。
ISO9001 の認証取得状況	・ISO9001 の認証取得状況を記入する。 ・記入様式は様式－2－2 とする。 ・上記認証取得が確認できる書類の写しを提出すること。
企業の業務実績	・企業が過去に請け負った主な業務について記載する。 ・記載する業務は、令和元年度以降に元請けとして完了認定された同種又は類似業務とする。 ・記載する業務は、4（5）業務実施上の条件に示される同種又は類似業務とし、記載件数の上限は企業に求める業務実績（イ）、（ロ）それぞれ 2 件ずつ（計最大 4 件）とする。 ・記載様式は様式―3 とする。
業務の実施体制	・配置予定の管理技術者、担当技術者名を記載する。 ・配置予定の担当技術者は最大 3 名まで記載することができる。 ・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を下請負、委任又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、下請負先、委任先、協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載するものとする。ただし、業務の主たる部分を下請負又は委任してはならない。なお「主たる部分」とは調査等共通仕様書 1―19―1 に示される部分をいう。 ・記載様式は様式－4 とする。
配置予定技術者の資格等	・業務実施体制に記載された各技術者について、経歴等を記載する。 ・手持ち業務は、令和 6 年 4 月 25 日現在、株式会社高速道路総合技術研究所以外の発注者（国内外を問わず）のものも含めて 500 万円以上の業務を全て記載する。 ・建設業法に基づく技術検定合格により申請する場合は、当該技術検定の合格発表日から 6 ヶ月以内に限り合格通知書をもって資格を有する者として認めるものとする。この場合、取得年月日を合格通知日と読み替える。 ・記載様式は様式－5 とする。 ・記載した技術者の資格に関する「登録証」の写しを添付すること。 ・様式－5 に記載した「当該分野の従事期間」について、業務内容及び従事期間が確認できる経歴書を提出すること。

配置予定技術者の業務実績及び業務成績	・業務実施体制に記載された各技術者が過去に従事した主な「同種又は類似業務」の実績について記載する。 また、実績内容が確認できる資料（仕様書・図面・報告書等）を提出すること。 ・記載する業務は、4（5）業務実施上の条件のうち、求める業務実績（イ）については、令和元年度以降に元請けとして完了認定された同種又は類似業務とし、求める業務実績（ロ）については、平成26年度以降に元請けとして完了認定された同種又は類似業務とする。記載件数の上限は、求める業務実績（イ）、（ロ）それぞれ2件ずつ（計最大4件）とする。 ・参加表明書の提出者以外が契約した業務実績を記載する場合は、当該業務を契約した企業名等を記載すること。 ・記載様式は様式－6とする。
自己評価	・記載事項として様式－2～6に記載した事項を要約して記述し、評価基準に照らし合わせた提出者の自己評価の採点を記載すること。 ・記入様式は様式－7とする。 なお、本様式については電子データで提出するものとする。

(3) 契約書類の写し

同種又は類似の業務の実績として記載した業務内容を把握できる契約書類の写しを提出すること。ただし、当該業務が、財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)」に登録されている場合は、契約書類の写しを提出する必要はない。

その場合は、TECRISの業務実績データ（登録内容確認書（業務実績））の写しを提出すること。

(4) 成績評定の写し

配置予定技術者の同種又は類似の業務の実績として記載した業務成績を把握できる発注者から通知された成績評定の写しを提出すること。ただし、当該業務がNEXCO以外の発注者の場合は、成績評定の写しを提出する必要はない。

(5) 提出書類に記載の会社名が旧名称の場合

参加表明書に添付する契約書類の写し及びTECRISの写しについて、書類に記載の会社名が旧名称の場合は、旧名称から現在の名称への変更を確認する事が出来る書類を添付すること。

6　参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 提出方法　：提出部数は紙媒体1部及び電子データ(PDF及びエクセルファイル)を格納したCD-R　1枚とし、郵送(簡易書留または信書便に限る。）すること。

(2) 提出先　　：3に同じ

(3) 提出期限　：令和6年5月17日（金）16時00分

7　説明書に関する質問の受付及び回答

(1) 質問は書面（様式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、社印を押印すること。郵送（簡易書留または信書便に限る。）、電送、電子メールのいずれの方法でも可能とするが、電送又は電子メールの場合は後日原本を以下の①質問の受付先まで提出すること。

① 質問の受付先　：3に同じ

② 質問の受付期間：令和6年4月25日（木）10時から令和6年6月25日（火）16時まで

(2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から7日間（休日を含まない。）以内に質問者及び「07.受領確認書」により弊社宛に担当者の連絡を行った者に対して電子メールにより通知する。「07.受領確認書」による担当者の連絡は、3に記載の電子メール宛てに連絡すること。

尚、指名通知後の質問回答については、入札参加者に電子メールにより通知する。

8　入札参加者に要求される資格及び入札参加者を選定するための基準

8－1 入札参加者に要求される資格

本件の入札に参加できる者は、契約責任者が以下（1）～（5）にしたがって本件に係る競争参加資格の確認を行った結果、資格を有すると認められた者とする。

(1) 競争参加不適格者

1　特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。

2　次の各号の一に該当すると認められる者については、その事実があった後 2 年間競争への参加を認めない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

一　契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、または材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二　公正な競争の執行を妨げた者または公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者

三　落札者が契約を締結することまたは契約の相手方が契約を履行することを妨げた者

四　監督または検査の実施に当たり当社社員の職務の執行を妨げた者

五　正当な理由なく契約を履行しなかった者

六　当社に提出した書類に虚偽の記載をした者

七　その他当社に著しい損害を与えた者

八　前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

3　前項の規定に該当する者を入札または見積りの代理人として使用する者について、競争への参加を認めない。

4　次の各号の一に該当すると認められる者については、競争への参加を認めない。

一　経営状態が著しく不健全であると認められる者

二　市場競争を実質的に制限する行為があると認められる者

(2)「中日本高速道路株式会社　令和 5･6 年度調査等競争参加資格審査」において、「交通量調査・解析」に認定されていること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 参加表明書の提出期限最終日から見積者決定の日までの期間に、中日本高速道路（株）の資格登録停止措置「地域 2」で競争参加資格停止を受けていないこと。

(5)警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者またはこれに準ずる者として、公共建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

8－2　入札参加者を選定するための基準

以下の指名基準による。

一　不誠実な行為の有無
二　審査基準日以降における経営状況
三　審査基準日以降における履行成績
四　調査・研究等に対する地理的条件
五　手持ち調査・研究等の状況
六　調査・研究等における技術的適性
七　審査基準日以降における安全管理の状況
八　審査基準日以降における労働福祉の状況

なお、同基準中の「当該調査・研究等における技術的適性」については、以下の項目について勘案し選定するものとする。

評価項目	評価の着目点	評価基準	配点
企業の 実績 及び 業務実施 能力	当該部門の建設コンサルタント登録 ［道路部門］	①当該業務に関する部門の建設コンサルタント登録有り。 なお、上記に該当しない場合は加点しない。	① 5
	ISO9001 の認証取得状況	① 取得済み なお、上記に該当しない場合は加点しない。	① 5
	令和元年度以降に元請けとして完了認定された同種又は類似業務の実績の内容（イ） ・同種業務 高速道路会社（NEXCO 東日本・中日本・西日本・首都高速道路・阪神高速道路・本州四国連絡高速道路）の管理道路、またはその他の自動車専用道路を対象に、ETC2.0 プローブデータの緯度経度情報をもとに路線情報（キロポスト情報）を紐づけるデータ整理作業を、連続した１か月以上の期間のデータに対して実施した業務 ・類似業務 高速道路会社（NEXCO 東日本・中日本・西日本・首都高速道路・阪神高速道路・本州四国連絡高速道路）の管理道路、またはその他の自動車専用道路を対象に、ETC2.0 プローブデータの緯度経度情報をもとに路線情報（キロポスト情報）を紐づけるデータ整理作業を実施した業務	下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 なお、業務の実績が無い場合は指名しない。	① 7 ② 4
	令和元年度以降に元請けとして完了認定された同種又は類似業務の実績の内容（ロ） ・同種業務 高速道路会社（NEXCO 東日本・中日本・西日本・首都高速道路・阪神高速道路・本州四国連絡高速道路）の管理道路を対象とした交通量・渋滞・事故のいずれかに関するデータを集計し、年間の統計作成を実施した業務 ・類似業務 自動車専用道路を対象とした交通量・渋滞・事故のいずれか	下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 なお、業務の実績が無い場合は加点しない。	① 3 ② 2

	に関するデータを集計し、年間の統計作成を実施した業務			
業務実施体制	業務実施体制において、下請負若しくは委任の内容		① 妥当である 業務実施体制において、下請負若しくは委任の内容が主たる部分若しくは秘密保持に係る部分である場合には指名しない。 なお「主たる部分」とは調査等共通仕様書 1―19―1 に示される部分をいう。	① 5
配置予定技術者の資格・経験等	管理技術者	技術者資格、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。※1 ①技術士[総合技術監理部門（建設-道路）]、交通工学研究会認定 TOE（交通技術上級資格者）、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者）[交通] ②技術士[建設部門（道路）]、土木学会認定土木技術者（上級土木技術者）[交通]、RCCM（道路部門） なお、上記以外の場合は指名しない。	① 10 ② 6
		令和元年度以降に元請けとして完了認定された管理技術者又は担当技術者としての同種又は類似業務の実績の内容（イ） ・同種業務 高速道路会社（NEXCO 東日本・中日本・西日本・首都高速道路・阪神高速道路・本州四国連絡高速道路）の管理道路、またはその他の自動車専用道路を対象に、ETC2.0 プローブデータの緯度経度情報をもとに路線情報（キロポスト情報）を紐づけるデータ整理作業を、連続した１か月以上の期間のデータに対して実施した業務 ・類似業務 高速道路会社（NEXCO 東日本・中日本・西日本・首都高速道路・阪神高速道路・本州四国連絡高速道路）の管理道路、またはその他の自動車専用道路を対象に、ETC2.0 プローブデータの緯度経度情報をもとに路線情報（キロポスト情報）を紐づけるデータ整理作業を実施した業務	下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 なお、業務の実績が無い場合は指名しない。	① 7 ② 4

		平成 26 年度以降に元請けとして完了認定された管理技術者又は担当技術者としての同種又は類似業務の実績の内容（ロ） ・同種業務 高速道路会社（NEXCO 東日本・中日本・西日本・首都高速道路・阪神高速道路・本州四国連絡高速道路）の管理道路を対象とした交通量・渋滞・事故のいずれかに関するデータを集計し、年間の統計作成を実施した業務 ・類似業務 自動車専用道路を対象とした交通量・渋滞・事故のいずれかに関するデータを集計し、年間の統計作成を実施した業務	下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 なお、業務の実績が無い場合は加点しない。	① 3 ② 2
		同種又は類似業務の実績（イ）に関する、令和元年度以降に元請けとして完了認定された管理技術者又は担当技術者としての NEXCO(東日本・中日本・西日本・当社)発注業務の業務成績	提出された同種又は類似業務（イ）の発注者から通知された成績評定に記載された総合点数（複数の場合は平均点）が 65 点以上の業務を以下のとおり評価する。 ① 80 点以上 ② 65 点以上 80 点未満 なお、上記に該当しない場合又は 65 点未満の場合は加点しない。	① 5 ② 3
		手持ち業務件数および金額（令和 6 年 4 月 1 日現在）	下記の順位で評価する。 ①合計 2 億円未満かつ 5 件未満 ②合計 4 億円未満かつ 10 件未満 なお、上記に該当しない場合は指名しない。	① 5 ② 3
		当該分野従事期間	下記の順位で評価する。 ① 当該分野従事期間が 13 年以上 ② 当該分野従事期間が 8 年以上 13 年未満 なお、8 年未満の場合は加点しない。	① 5 ② 3
	担当技術者※2	技術者資格、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。※1 ①技術士[総合技術監理部門（建設-道路）]、交通工学研究会認定 TOE（交通技術上級資格者）、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者）[交通] ②技術士[建設部門（道路）]、土木学会認定土木技術者（上級土木技術者）[交通]、RCCM（道路部門） なお、上記以外の場合は加点しない。	① 5 ② 3

		令和元年度以降に元請けとして完了認定された管理技術者又は担当技術者としての同種又は類似業務の実績の内容（イ） ・同種業務 高速道路会社（NEXCO 東日本・中日本・西日本・首都高速道路・阪神高速道路・本州四国連絡高速道路）の管理道路、またはその他の自動車専用道路を対象に、ETC2.0 プローブデータの緯度経度情報をもとに路線情報（キロポスト情報）を紐づけるデータ整理作業を、連続した１か月以上の期間のデータに対して実施した業務 ・類似業務 高速道路会社（NEXCO 東日本・中日本・西日本・首都高速道路・阪神高速道路・本州四国連絡高速道路）の管理道路、またはその他の自動車専用道路を対象に、ETC2.0 プローブデータの緯度経度情報をもとに路線情報（キロポスト情報）を紐づけるデータ整理作業を実施した業務	下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 なお、業務の実績が無い場合は指名しない。	① 3 ② 2
		平成 26 年度以降に元請けとして完了認定された管理技術者又は担当技術者としての同種又は類似業務の実績の内容（ロ） ・同種業務 高速道路会社（NEXCO 東日本・中日本・西日本・首都高速道路・阪神高速道路・本州四国連絡高速道路）の管理道路を対象とした交通量・渋滞・事故のいずれかに関するデータを集計し、年間の統計作成を実施した業務 ・類似業務 自動車専用道路を対象とした交通量・渋滞・事故のいずれかに関するデータ	下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 なお、業務の実績が無い場合は加点しない。	① 2 ② 1

		を集計し、年間の統計作成を実施した業務		
		同種又は類似業務の実績（イ）に関する、令和元年度以降に元請けとして完了認定された管理技術者又は担当技術者としてのNEXCO(東日本・中日本・西日本・当社)発注業務の業務成績	提出された同種又は類似業務（イ）の発注者から通知された成績評定に記載された総合点数（複数の場合は平均点)が65点以上の業務を以下のとおり評価する。 ① 80点以上 ② 65点以上80点未満 なお、上記に該当しない場合又は65点未満の場合は加点しない。	① 5 ② 3
		手持ち業務件数および金額（令和6年4月1日現在）	下記の順位で評価する。 ①合計2億円未満かつ5件未満 ②合計4億円未満かつ10件未満 なお、上記に該当しない場合は加点しない。	① 5 ② 3
		当該分野従事期間	下記の順位で評価する。 ① 当該分野従事期間が8年以上 ② 当該分野従事期間が5年以上8年未満 なお、5年未満の場合は加点しない。	① 5 ② 3

※1　外国資格を有する資格者（わが国及びWTO政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（国土交通省総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。

なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

※2　担当技術者を複数名配置する場合は、「技術者の保有資格」、「同種・類似業務の実績」、「当該分野従事期間」は評価が最高となる技術者にて評価、「手持ち業務」は手持ち業務が最多となる技術者にて評価する。

9　総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価の方法

①総合評価は、参加表明書の記載内容に応じ付与する得点（以下「技術評価点」という。）に入札者の入札価格の得点（以下「価格評価」という。）を加え合せて得た総合評価点をもって行う。なお、技術評価基準は、「8－2　入札参加者を選定するための基準」によるものとする。

② 総合評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

1) 総合評価点(600点満点)：技術評価点（500点満点）＋価格評価点（100点満点）

2) 技術評価点：500×(評価項目別得点の合計点／85点)

3) 価格評価点:100－100×（P/L-X/L)

ここに、P：入札書に記載の価格（入札価格）

L：契約制限価格

X：最低入札価格

10　非指名理由の説明

(1) 参加表明書を提出した者のうち、指名されなかった者に対しては、指名されなかった旨とその理由（非指名理由）を書面（非指名通知書）により通知する。

(2) 上記（1）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、非指名理由に

ついて説明を求めることができる。

(3) 上記（2）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 7 日以内（休日を含む。）に書面により行う。

(4) 非指名理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
①受付場所：3 に同じ
②受付時間：10 時～16 時

11　入札書の提出方法
(1) 提出期限：令和 6 年 7 月 2 日（火）16 時 00 分

(2) 提出場所：3に同じ

(3) 提出方法：入札書は入札書のみで長形3号封筒程度の大きさの封筒(件名等の記載は不要)で封緘し、入札指示書に基づく印鑑証明書 原本及び委任状と併せて持参または郵送（簡易書留または信書便に限る。）すること。

12　開札の日時及び場所
(1) 開札日時：令和 6 年 7 月 3 日（水）14 時 00 分

(2) 開札場所：株式会社高速道路総合技術研究所

13　入札方法等
(1) 入札書は持参または郵送すること。電送による入札は認めない。

(2) 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入した金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。

14　契約の保証
(1) 契約を発効するためには、落札決定後 7 日以内に次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第 5 号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
一　契約保証金の納付
二　契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
三　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社。以下同じ。）の保証
四　この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
五　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(2) 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負代金の10分の1以上としなければならない。

(3) 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(4) 請負代金の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

15　入札の無効

手続開始の公告に示した指名されるために必要な要件のない者の提出した入札書、参加表明書に虚偽の記載をした者の提出した入札書並びに本説明書及び入札者に対する指示書において示した条件等入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約責任者により指名された者であっても、開札の時において資格登録停止措置を受けているものその他の開札の時において 8 に掲げる要件のないものは、指名されるために必要な要件のない者に該当する。

16　落札者の決定方法

契約制限価格の範囲内における有効な入札のうち、9（1）に示す総合評価点の方法によって得られた評価点が最も高い者を落札者とする。

17　手続における交渉の有無：無

18　契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

19　支払条件

前払い金：無し

20　その他の留意事項

(1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。

(2) 参加表明書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(3) 参加表明書に虚偽の記載をした場合には、その提出者を無効とする。

(4) 8－1（2）に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、指名されていなければならない。

(5) 4（5）の同種又は類似の業務の実績については、我が国及び WTO 政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあっては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。

(6) 提出期限までに参加表明書を提出しない者は、入札参加者として選定されない。

(7) 提出された参加表明書は返却しない。なお、提出された参加表明書は、入札参加者の選定以外には提出者に無断で使用しない。

(8) 提出期限以降における参加表明書の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書に記

載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、傷病、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

(9) 落札結果については、入札参加者に電子メール等で通知するとともに、当社ホームページに一定期間掲載することとする。

以　上